

①都道府県 ②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先(広報用)				1 就学援助制度の実施について														2 就学援助制度の申請書の配布方法							
	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	(1)貴市区町村における就学援助制度の周知方法										(2)(1)で○をした場合、その内容	(1)貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法									
						ア.教育委員会のウェブサイトにて掲載	イ.自治体の広報誌等に掲載	ウ.就学案内の書類に記載	エ.入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ.毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ.各学校に対して周知	キ.教職員の研修を実施	ク.保護者向け説明会を実施	ケ.その他(内容を1.(2)に記入)	ア.各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布		イ.各学校で制度案内を配付後、希望者に各校から申請書を配布	ウ.各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ.教育委員会もしくは保護者に申請書を配付	オ.制度案内等を行わず、各学校で申請書に対して申請書を配付	カ.制度案内等を行わず、教育委員会に対して申請書を配付	キ.その他(内容を2.(2)に記入してください。)				
該当団体数	28	28	28	27	1	19	12	2	20	24	19	3	0	6	6	22	10	3	1	2	2	4	4			
岡山県 岡山市	教育委員会就学課	086-803-1587	shuugaku@city.okayama.lg.jp	http://www.city.okayama.jp/kyouiku/shuugaku/shuugaku_00004.html		○	○		○	○	○					○	○									
岡山県 倉敷市	教育委員会学事課	086-426-3825	schadm@city.kurashiki.okayama.jp	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/6798.htm		○	○		○	○	○					○										
岡山県 津山市	津山市教育委員会学校教育課	0868-32-2116	gakkyou@city.tsuyama.lg.jp	https://www.city.tsuyama.lg.jp/		○	○		○	○	○					○	○									
岡山県 玉野市	玉野市教育委員会 学校教育課	0863-32-5575	gakko.kyouiku@city.tamano.lg.jp	http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2014021700571/		○	○		○	○	○					○										
岡山県 笠岡市	笠岡市教育委員会 学校教育課	0865-69-2152	gakko.kyouiku@city.kasaoka.okayama.jp	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/27/		○	○		○	○	○					○	○									
岡山県 井原市	井原市教育委員会 学校教育課	0866-62-9532	kyouiku@city.ibara.lg.jp	http://www.city.ibara.okayama.jp/		○			○	○	○					○										
岡山県 総社市	総社市教育委員会 教育部 庶務課	0866-92-8353	ed-syomu@city.soja.okayama.jp	http://www.city.soja.okayama.jp		○			○	○	○					○										
岡山県 高梁市	高梁市教育委員会学校教育課	0866-21-1508	gakko.kyouiku@city.takahashi.lg.jp	http://www.city.takahashi.lg.jp					○							○	○									
岡山県 新見市	新見市教育委員会 学校教育課	0867-72-6146	g-kyouiku@city.niimi.okayama.jp	http://www.city.niimi.okayama.jp		○	○		○	○	○					○			○	○						
岡山県 備前市	教育総務課	0869-64-1802	bzkyouiku@city.bizen.lg.jp	http://www.city.bizen.okayama.jp/busyo/kyouiku/shomu/kyouikusoumu.html		○	○		○	○												○	・各学校で制度案内を配付。 ・各小中学校の1年生と前年度の認定者には、申請書を配付しているが、それ以外は、希望があれば配付している。			
岡山県 瀬戸内市	瀬戸内市教育委員会総務学務課	0869-34-5640	kyouiku@city.setouchi.lg.jp	http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/soshiki/kyoikuiinkai/omugakumuka/seido/tetuzuki/1420504221070.html		○	○		○	○						○	○					○	各小中学校の1年生と前年度の認定者には、申請書を配付しているが、それ以外は、希望があれば配付している。 各小中学校で制度案内を配付後、希望者が各公民館に申請書を取りに行く。 ※アイについても、学校・教育委員会に来てもらう。			
岡山県 赤松市	教育委員会教育総務課	086-955-6807	kyoikusoumu@city.akaiwa.lg.jp	http://www.city.akaiwa.lg.jp/kosodate/kyouiku/5088.html		○	○	○	○	○	○						○					○	市ホームページからダウンロード			
岡山県 真庭市	教育委員会教育総務課	0867-42-1085	kyohikusohmu@city.maniwa.lg.jp	http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/info/detail_2.jsp?id=336		○	○		○	○	○			○	○	○						○	学校事務担当者向けに説明会を開催			
岡山県 美作市	美作市教育委員会教育総務課	0868-72-2900	kyoiku@city.mimasaka.lg.jp	http://www.city.mimasaka.lg.jp/soshiki/kyouiku/soumu/syugakuennzyo.html		○			○	○	○					○										
岡山県 浅口市	教育委員会事務局学校教育課	0865-44-7012	gakko.kyouiku@city.asakuchi.lg.jp	http://www.city.asakuchi.lg.jp/kurashi/kyouiku/enjo.html		○	○		○	○						○										
岡山県 和気町	教育委員会 教育総務課	0869-88-1157	kyoikusomu@town.wake.lg.jp	http://www.town.wake.okayama.jp/							○				○	○							毎年5月下旬に保護者に配布			
岡山県 早島町	教育委員会 学校教育課	086-483-2211	gakko@town.hayashima.lg.jp	http://www.town.hayashima.lg.jp/soshikikarasagasu/gakkyou/1454918680200.html		○			○	○						○							○			
岡山県 里庄町	教育委員会事務局	0865-64-7212	kyouiku@town.satosho.lg.jp	http://www.town.satosho.okayama.jp		○					○				○	○							4月中旬に各学校を通じて保護者向けに就学援助制度の書類を配付			
岡山県 矢掛町	矢掛町教育委員会 教育課 学校教育係	0866-82-2100	yakage-boe@town.yakage.lg.jp	http://www.town.yakage.lg.jp/kyouiku/kyouiku.html	https://s-kantan.com/vill-shinjo-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action	○			○	○	○				○								○			
岡山県 新庄村	新庄村教育委員会	0867-56-3178	kyouiku2@vill.shinjo.lg.jp	http://www.vill.shinjo.okayama.jp/											○	○							○			
岡山県 鏡野町	鏡野町教育委員会学校教育課	0868-54-7799	kyouiku@town.kagamino.lg.jp	http://www.town.kagamino.lg.jp				○	○	○	○					○	○									
岡山県 神尾町	教育振興部	0868-38-1752	gakuji@town.shoo.okayama.jp								○					○	○									
岡山県 奈備町	学事課	0868-36-4195	kyouiku@town.nagi.lg.jp	http://www.town.nagi.okayama.jp/gyousei/kosodate/kyouiku/bunka/kyouiku/you_shou_chu/shugakuenjo.html							○					○										
岡山県 西粟倉村	西粟倉村教育委員会	0868-79-2216	n-kyouiku@vill.nishiwakura.lg.jp	http://www.vill.nishiwakura.okayama.jp/					○	○						○										
岡山県 久米南町	教育委員会	086-728-2711	kyouiku@town.kumenan.lg.jp	http://www.town.kumenan.okayama.jp/					○							○										
岡山県 美咲町	美咲町教育委員会教育総務課	0868-66-2873	kyouiku@town.okayama-misaki.lg.jp	http://www.town.misaki.okayama.jp/sitew/kyouiku-soumu/		○			○	○					○							○	・学校の入学説明会等を利用して周知 ・前年度認定者に対して申請書を送付 ○ 前年度認定者に対して申請書を送付			
岡山県 吉備中央町	教育委員会	0866-56-9191	kyouiku@town.kibichuo.lg.jp	https://www.town.kibichuo.lg.jp/soshiki/27/80.html							○				○								○			
岡山県 笠岡市・矢掛町中学校組合	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会	0865-69-2152	gakko.kyouiku@city.kasaoka.okayama.jp	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/27/		○	○		○	○	○					○	○									

		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でテに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村住民税の非課税	ウ.市区町村住民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状況や、授業料等が悪い者、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変動すると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	基準根拠	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)						
		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)																									
該当団体	28	26	26	25	26	24	27	8	4	12	12	8	3	8	15	5	6	11	0	11	22	22	22	22	0	0	11	17	28		
岡山県	岡山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○	1.3	総所得(税引き前)	前年度	267				世帯に障害者(児)がいる、医療費に多額の出費がある、失業又は転職、倒産による収入減、火災、水害、震災による生活困難、その他特別な事情による生活困難がある場合。		20%未満	
岡山県	倉敷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	1.3	その他	3年前の年度	360				基準根拠:給与収入(税引き前) 基準年度:平成25年4月		15%未満	
岡山県	津山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○	1.5	課税所得	前年度	220				市民税の課税額が均等割り以下の者		15%未満	
岡山県	玉野市	○	○	○	○	○	○									○					1.3	その他	その他	340				・基準根拠(課税所得等の分類)について…「合計所得金額」を基準にしている。 ・基準根拠(基準額の時期)について…4年前の年度 ・「ソ」の倍率について…持家の場合は1.3倍、借家の場合は1.5倍 ・1.3倍の場合の目安額(年額):約340万円、1.5倍の場合の目安額(年額):約392万円		15%未満	
岡山県	笠岡市	○	○	○	○	○	○													○	1.5	課税所得	その他	367				・市民税非課税世帯ではないが、理論上非課税世帯と推定される世帯。 ・長期療養中、リストラ等で著しく収入が減少し、前年度の所得が参考とならない特別の理由がある世帯、など	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
岡山県	井原市	○	○	○	○	○	○														1.3	課税所得	その他	316					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.2	課税所得	その他	341					【基準額の時期】平成22年月時点	20%未満	
岡山県	高梁市	○	○	○	○	○	○														1.5	総所得(税引き前)	前年度	328						20%未満	
岡山県	新見市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	課税所得	前年度	318							15%未満
岡山県	備前市																				1.25	総所得(税引き前)	その他	292				その他特別な事由があり、教育委員会が認める場合	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
岡山県	瀬戸内市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	総所得(税引き前)	その他	280					基準額の時期:平成24年7月	15%未満	
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	総所得(税引き前)	その他	305				民生委員・児童委員が準要保護の認定が必要と認める者	【基準額の時期】平成24年12月末日現在の保護基準額	15%未満	
岡山県	真庭市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.5	課税所得	その他	400					【基準額の時期】平成25年4月現在(25年の基準見直し以前のもの)保護基準額	15%未満	
岡山県	美作市	○	○	○	○	○	○														1.5	課税所得	その他	347					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満	
岡山県	浅口市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	その他	304					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
岡山県	和気町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	その他	その他	280					【課税所得等の分類】世帯全員の総収入額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
岡山県	早島町	○	○	○	○	○	○			○	○										1.2	課税所得	その他	302					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
岡山県	里庄町	○	○				○														1.5	課税所得	その他	301					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
岡山県	矢掛町	○	○	○	○	○	○																				民生委員の所見により、援助が必要と認められる者		15%未満		
岡山県	新庄村	○	○	○	○	○	○			○	○																			0%未満	
岡山県	鏡野町	○	○	○	○	○	○																					援助が必要であると町長が認めた者		10%未満	
岡山県	神岡町	○	○	○	○	○	○																							15%未満	
岡山県	奈義町	○	○	○	○	○	○			○	○																			10%未満	
岡山県	西粟倉村	○	○	○	○	○	○			○	○																	経済的な理由によって、児童・生徒の就学が困難であると校長または民生委員が認める場合		15%未満	
岡山県	久米南町	○	○	○	○	○	○														1.3	総所得(税引き前)	3年前の年度	257						10%未満	
岡山県	美咲町	○	○	○	○	○	○														1.3	総所得(税引き前)	その他	247				教育長が必要と認める者(家庭状況の急変など)	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満	
岡山県	吉備中央町				○		○														1	課税所得	その他	290				地区別な事情により生活が困難していると認められる者	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	
岡山県	笠岡市・矢掛町中学校組合	○	○	○	○	○	○														1.5	課税所得	その他	367				・市民税非課税世帯ではないが、理論上非課税世帯と推定される世帯。 ・長期療養中、リストラ等で著しく収入が減少し、前年度の所得が参考とならない特別の理由がある世帯、など	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	

①都道府県	②市町村	IV その他			自由記載欄
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			
		ア. 特 に 取 組 を 行 っ て い な い (把 握 し て い な い)	イ. 取 組 を 行 っ て い る (把 握 し て い る)	イに○をした場合、その内容	
該当団体	28	27	1	1	1
岡山県	岡山市	○			
岡山県	倉敷市	○			
岡山県	津山市	○			
岡山県	玉野市	○			
岡山県	笠岡市	○			
岡山県	井原市	○			
岡山県	総社市	○			
岡山県	高梁市	○			
岡山県	新見市	○			
岡山県	備前市	○			
岡山県	瀬戸内市	○			
岡山県	赤磐市	○			
岡山県	真庭市	○			
岡山県	美作市	○			
岡山県	浅口市	○			
岡山県	和気町	○			
岡山県	早島町	○			
岡山県	里庄町	○			
岡山県	矢掛町	○			
岡山県	新庄村	○			
岡山県	総野町	○			
岡山県	神央町	○			平成28年度より、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の10割支給に変更(以前は、8割支給)
岡山県	奈義町	○			
岡山県	西粟倉村		○	制服等のリサイクル	
岡山県	久米南町	○			
岡山県	美咲町	○			
岡山県	吉備中央町	○			
岡山県	笠岡市・矢掛町中学校組合	○			